

貿易一般保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00024 沿革 (略) <u>平成22年9月27日 一部改正</u></p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店等に提出するものとする。 第1号 ～ 第2号 (略)</p> <p>第2項 ～ 第3項 (略)</p> <p>第16条～第28条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1～6 (略)</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00024 沿革 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類等を本店等に提出するものとする。 第1号 ～ 第2号 (略)</p> <p>第2項 ～ 第3項 (略)</p> <p>第16条～第28条 (略)</p> <p>別表1～6 (略)</p>	